

令和2年6月1日

保護者の皆様

練馬区立光和小学校
校長 矢島 直行

学校再開に向けて

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、練馬区立学校においては、6月1日（月）から段階的な学校再開となります。長期休業により、子供たちだけではなく、保護者の皆様にも多くのご心配をおかけいたしました。学校再開に当たりましては、感染予防対策を図ることはもちろんですが、心のケアにも十分配慮するなど安全で安心な学校となるように努めてまいります。

学校再開に向けて下記のように取り組んでいきます。保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校再開時の感染予防対策

◎練馬区立学校（園）感染予防のガイドラインに基づき取り組んでいきます。

(1) 日常的な感染予防対策の徹底

① 児童の感染予防策

- ア 手洗い、マスクの着用、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の励行について指導します。
- イ 健康カード（検温）をもとに朝の健康観察を行います。検温していない児童は、学校で検温を行い健康観察に努めます。
- ウ 登校した児童に発熱等の症状が見られる場合、可能な範囲で接触者が生じないように保健室とは別に第2保健室（会議室）を利用し、保護者の方に速やかに連絡します。
- エ 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱・ビニール袋を用意します。中のごみをまとめる時は、教職員が中身に直接触れないように処理をします。

② 教職員の予防策

- ア 教職員等は児童と接することから、マスクの着用、手洗い、咳エチケットの励行と毎朝自宅で検温を行うなど、健康管理等の感染症対策を一層徹底します。

③ 校内環境

- ア 校内にハンドソープや消毒用アルコールを設置するなど、手指の衛生を保てる環境を整備します。
- イ 教室等のこまめな換気を心掛けます。換気は、教室のドアや窓をできる限り常時、少なくとも休憩時間ごとに可能な限り二方向開放します。
雨天時、強風時、冷暖房稼働時も、こまめな換気をできる限り工夫して行います。
- ウ 多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、児童が下校後に1日1回、消毒液を使用して清掃を行います。
- エ トイレや手洗い場の前に立ち位置を示し、間隔を保ちます。
- オ 冷水機の使用は中止します。水分補給は水筒を持参していただきます。

④ 教育活動上の対策

- ア 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は控えます。
- イ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、年間の授業計画を見直し、指導の順番を変更する等の工夫を行います。

- ・ 体育等における身体的接触を伴う活動や音楽等における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動、家庭科等における調理実習は年間指導計画上の実施時期を変更します。
 - ・ 水泳指導は行いません。
- ウ 給食は、配膳前の手洗いを徹底します。配膳の際には間隔を空けて並ぶなどの工夫をするとともに、対面での喫食を避け会話を控えて食べるようにします。
- エ 当面、児童による清掃活動を取りやめ、教職員が児童の下校後に清掃を行います。
- オ 当面、休み時間は読書等や密集しないように学年で時間を決めて校庭等で遊ぶなどの工夫をします。

（２） ご家庭へのお願い

- ① 児童は毎朝、自宅で検温して健康カードに記入をお願いします。
- ② 発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養をお願いします。
- ③ 登校後、発熱や体調不良等になったときは保護者の方に連絡をしますので、お迎えに来てくださるようお願いいたします。
- ④ 欠席される場合は、電話にて学校に連絡をお願いします。
- ⑤ 感染予防のため、保護者が児童を出席させなかった場合は、欠席扱いとしません。
- ⑥ ハンカチ、ティッシュ、マスク（着用の他に予備）、マスクを外した際に入れるビニール袋等の持参をお願いします。

2 教育活動について

◎練馬区立学校（園）学校再開のガイドラインに基づいて取り組んでいきます。

（１） 教育活動の段階的な再開

【第1段階】 2時間の分散登校＜1・2週目：6月1日（月）～12日（金）＞

- ・ 分散登校により感染リスクを避けながら学校生活に慣れることを主眼におき、授業再開に向けて必要な指導や教科指導を行います。
- ・ 給食はありません。

【第2段階】 午前授業（4時間程度）一斉登校＜3週目：6月15日（月）～19日（金）＞

- ・ 感染リスクを避け、4時間程度の教科指導を行います。
- ・ 給食を提供します。

【第3段階】 通常授業（毎日）への移行 ＜4週目以降：6月22日（月）～＞

- ・ 低学年への負担を考慮しながら通常通りの教育活動へ移行します。
- ・ 給食を提供します。

（２） 授業時数の確保

- ① 夏休み期間を短縮して授業実施、都民の日の授業実施、7月以降月2回程度（合計14回）の土曜授業の実施により授業日数を確保します。
 - ・ 夏休み期間は、8月1日（土）～8月23日（日）です。
 - ・ 授業日は、7月21日～7月31日および8月24日～8月31日です。
- ② 夏休み期間の短縮以外に、各教科の授業時数を確保するため、以下の行事を縮減または中止することがあります。
 - ・ 体育的行事、文化的行事、宿泊行事等
 - ・ 小中学校における連合行事

※本年度の行事予定等につきましては、6月の保護者会で説明させていただきます。